

鹿野町わったいな祭事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿野町わったいな祭事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鹿野町わったいな祭事業の実施に要する経費を補助することにより、円滑な事業の運営と、本市の地域活性の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 城下街なみ魅力PR事業
- (2) 農産物・特産物販売促進事業
- (3) 芸能発表、作品展示事業

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する鹿野町わったいな祭実行委員会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、需用費（ただし食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費から協賛金、負担金等の特定財源により充当されるものを控除したものに10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、事業着手日の30日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、

それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、鹿野町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第10条関係）

鹿野町わったいな祭事業 事業計画（報告）書

1 事業の目的（大会趣旨等）

2 事業の内容

① 城下街なみ魅力PR事業

② 農産物・特産物販売促進事業

③ 芸能発表、作品展示事業

3 その他

様式第2号（第6条、第10条関係）

鹿野町わったいな祭事業収支予算(決算)書

収入の部

(単位:円)

科目	金額	摘要
市補助金		
計		

支出の部

	項	科目	金額	摘要
事務局費				
事業費	城下街なみPR事業費			
	農産物・特産物販売促進事業費			
	芸能発表、作品展 示事業			
	計			